

◎ 民法上の諸問題 ◎

事 例	法 律 関 係 (民法の条文)
A (18 歳の男性) は B (16 歳の女性) にプロポーズするため、親に相談した上で 50 万円の指輪を買った。また、結婚後の新居としてアパートを借りることにした。	未成年者の行為能力 (5) 法定代理人 ・親権者 (818) ・後見人 (838)
他方、B は「飲むだけで痩せる」と宣伝されていたサプリメント」を通信販売で手に入れ、実際に 1 週間ほど服用していたが、代金の支払いに困るようになったため、返品を考えている。	
結婚式の前日になっても指輪が届かないため、A が販売店に問い合わせると、発送には後 1 週間かかると言われた。	債務不履行 ・履行遅滞 (412)
結婚から 1 ヶ月後、A は相撲の賭け (賭博) に勝ち、100 万円が入る見込みになったため、今度は親に相談することなく、中古車を購入した。	婚姻による成年擬制 (753) ⇒ 婚姻の効力 公序良俗に反する行為の効力 (90)
その際、A は隣人に 100 万円貸してくれないか頼んだところ、隣人は年 2 割の利息を払うという条件であれば貸してもよいと答えたので、借りることにしたが、後ですぐに取り消した。	契約自由の原則と利息制限
A が購入した車には欠陥があり、A はディーラーに騙されていた。そのため、A は売買は無効だと主張し、代金の返還を求めたが、ディーラーは「よく確かめなかったあなたが悪い」といって応じなかった。	意思表示の欠缺 (詐欺) (96) ⇒ 法律行為の成立

<p>A は賭博で勝った 100 万円の支払いを何度も請求したが、相手は「賭博なんてただの遊びだし・・・」と冷笑し、払わなかった。</p>	<p>公序良俗に反する行為の成立 (90) ⇒ 法律行為の成立</p>
<p>また、「時効が成立しているから、いまさら請求されても払う義務はないよ」と答えた。</p>	<p>消滅時効 (167～)</p>
<p>そのため、A は車の代金を払うことができなくなり、借りているアパートを大家に無断で、C に転貸することにした。</p>	<p>転貸の制限 (612) ⇒ 法律行為の効力</p>
<p>なお、A は、大家から「隣の部屋も空いているが、借りてくれる人を探してくれないか」と頼まれていた。</p>	<p>無権代理 (113) → 表見代理 (109～112) との違い</p>
<p>大家は A が賃貸借契約に違反していると考え、契約を解除し、賃貸物件の明渡しを求めることにした。また、自らの所有権に基づき、物件の明渡しを請求した。</p>	<p>債権と物権 (物権的請求権)</p>
<p>その後、A は実家に戻り、生活していたが、父親名義の家を無断で D に 3,000 万円で売り、さらに E にも 4,000 万円で売ることにした。</p>	<p>二重譲渡の成立</p>
<p>そのため、D と E の間で争いが生じたが、D は自分の方が先に買ったため、自分の方が優先すると主張した。</p>	<p>物権 (所有権) の対抗力 (177)</p>
<p>なお、D が自分よりも安い値段で購入したことを知った E は A に差額の返還を求めた。</p>	<p>代金の決定 (私的自治)</p>

<p>ところで、A の近所に住む年配の夫婦が旅行に出かけることになり、駅まで車で送ってくれるよう A に頼んだところ、A は 2,000 円払えば引き受けると答えた。年配の夫婦はそれを承諾し、駅まで送ることになったが、走行中、A は急ブレーキをかけ、夫婦にけがを负わせてしまった。</p>	<p>債務不履行に基づく損害賠償請求（約定債権？）（415）</p> <p>不法行為に基づく損害賠償請求（法定債権）（709）</p>
<p>治療代を請求された A は、確かに駅まで乗せていくことは約束したが、治療代を払うことまでは約束していないため、払わないと述べた。</p>	<p>法定債権</p>
<p>負傷した老夫婦は「おまえのせいで旅行が台無しになった。ホテル代も払え」と A に要求した。</p>	<p>損害賠償請求権の範囲（416？）</p>
<p>また、半年前、老夫婦は A が好きな歌手の CD 全集を A にプレゼントすると約束していたが、それも破棄すると言ったところ、A はいまさらそんなことは許されないと反論した。</p>	<p>贈与（549～）</p>
<p>事故の際、A は歩行者の男性 F をはね、死亡させた。F には妻 G と子供 H がおり、G は 2 人目の子供を妊娠していた。G は A に損害賠償を請求することにした。</p>	<p>不法行為に基づく損害賠償請求（709）</p> <p>→自動車損害賠償保障法（自賠法）3</p>
<p>さらに、子供 H と、まだ生まれていない子供の分も損害賠償を請求することにした。</p>	<p>権利能力（3）</p> <p>損害賠償請求権に関する胎児の権利能力（721）</p>
<p>また、F の遺産を 3 人で分けることにした。</p>	<p>相続</p> <p>相続に関する胎児の権利能力（886）</p>

<p>これに対し、F は遺言を残していたと主張する女性 I が現れ、F の遺産相続について争いが生じた。</p> <p>I が所持する遺言によれば、F の全遺産は I に与えられるとされるが、G は自分が相続できないのは不当であると主張した。</p> <p>また、そもそも F の遺言は形式的要件を満たしていないため無効であると述べた。</p>	<p>遺留分 (1028～1044)</p> <p>遺言の方式 (967～984)</p>
<p>交通事故の後、A は家に帰らず、別の女性 J と同棲するようになり、半年後、J が妊娠した。そのため、B は A との離婚を考えるようになったが、A が応じないため、裁判で争うことにした。</p>	<p>裁判上の離婚 (770)</p>
<p>その後、J は子供を産んだが、A は自分が父親であることを認めなかった。そのため、A と J との関係も悪化し、J は別の男性 K と結婚することになった。K は、J の子供を養子にし、育てたいと考えている。</p>	<p>認知の訴え (787)</p> <p>配偶者の嫡出子を養子とする縁組 (795 但書)</p> <p>未成年者を養子とする縁組 (798)</p>